

資料 1

(案)

平成 23 年 8 月 4 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 米山 孝平

(仮称) 受動喫煙防止条例(修正案)の制定について(答申)
平成 22 年 10 月 15 日付け流家第 167 号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

(仮称) 受動喫煙防止条例(修正案)の制定について審議した結果、別添「(仮称) 受動喫煙防止条例(修正案)を成案とすることについて賛成します。

なお、今後の対応にあたっては次の意見を添えます。

- 1 条例施行にあたっては、市民、事業所に十分な周知を図ること。特に、市内飲食店の現状や問題を周知し、理解と協力を得ること。
- 2 3年後の検討にあたっては、安易に規制を強化することなく、市内飲食店等の状況や社会情勢を十分考慮し、慎重に検討すること。
- 3 修正案第 14 条の適用除外の対象について、理解しやすい方法で周知を図ること。

H 23. 8. 4 現在

この修正案は最終版ではありません

(仮称) 流山市受動喫煙防止条例(修正案)

(目的)

第1条 この条例は、公共的空間における受動喫煙による健康への悪影響の防止に関する市、市民等、事業者及び保護者の責務を明らかにし、これらすべての主体が受動喫煙による健康への悪影響の防止のための対策を推進することにより、市民等を受動喫煙による健康への悪影響から保護することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、市民等、事業者及び保護者は、受動喫煙が人の健康に疾病や障害を引き起こすことが科学的に証明されていることを認識し、本市の健康都市宣言の趣旨を踏まえ、受動喫煙によるこれらの悪影響から市民等を保護するための必要な施策を市、市民等、事業者及び保護者が一体となって展開していくなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公共的空間 不特定又は多数の者が利用することができる空間（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び道路（公園等に設置されるものを除く。）を除く。）をいう。
- (2) 公共的施設 学校、体育館、病院、集会場、事務所、官公庁施設、飲食店その他の健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する施設（当該施設の敷地を含む。）をいう。
- (3) 受動喫煙 公共的空間において自己以外の者の喫煙（点火されたたばこを保持することを含む。）によりたばこの煙を吸わされることをいう。
- (4) 分煙 公共的施設における公共的空間について、規則で定

める基準に従い、喫煙を可能とする区域と喫煙をしてはならない区域に分割し、かつ、公共的施設における屋内の公共的空間にあっては、規則で定める基準に従い、喫煙を可能とする区域から喫煙をしてはならない区域にたばこの煙が流れ出ないようすることをいう。

- (5) 喫煙可能区域 分煙により喫煙が可能となる区域をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (7) 事業者 事業を営む法人又は個人をいう。
- (8) 施設管理者 公共的施設を管理する権限を有する者をいう。
- (9) 保護者 未成年者を現に監護する者をいう。
- (10) 公園等 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園（公園に限る。）その他これに準ずるものとして規則で定める公共的空間を有する施設をいう。

（市の責務）

第4条 市は、受動喫煙による健康への悪影響及び受動喫煙の防止に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

2 市は、受動喫煙の防止の推進に関する施策の策定及びその実施に当たって、市民等、施設管理者、事業者及び保護者との連携及び協働に努めなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、自己以外の者に自己の喫煙により受動喫煙が生じないよう努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たって、受動喫煙の防止に自ら努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第7条 保護者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その監護する未成年者に受動喫煙による健康への悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

(施設管理者の努力義務)

第8条 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋内の公共的空間のすべての区域を禁煙とするよう努めなければならない。

- 2 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋内の公共的空間のすべての区域を禁煙とすることが極めて困難である場合には、当該区域について分煙の措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋外の公共的空間であって、未成年者の利用が想定されるものについては、当該公共的空間の利用の状況を勘案し、当該公共的空間のすべての区域について、禁煙、分煙その他の受動喫煙を防止するための対策をするよう努めなければならない。
- 4 施設管理者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その管理する公共的施設の利用者に受動喫煙がないよう努めなければならない。
- 5 施設管理者は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

(喫煙を禁止する公共的施設等)

第9条 前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、何人も、市が設置し、又は管理する次の各号に掲げる施設においては、喫煙をしてはならない。

- (1) 公共的施設（居室の用に供する部分その他これに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域を除く。）
- (2) 公園等

(喫煙用設備の設置の禁止等)

第10条 施設管理者は、その管理する公共的施設の公共的空間のすべての区域について、禁煙又は分煙の措置を講じた場合は、

当該措置を講じた区域（分煙の措置に係る区域にあっては、当該区域のうち喫煙可能区域以外の区域に限る。以下「喫煙禁止区域」という。）に灰皿等の喫煙に必要な設備を設置してはならない。前条の規定により、喫煙が禁止される区域においても同様とする。

（喫煙が可能な区域への未成年者の立入りの制限）

第11条 施設管理者は、その管理する公共的施設の公共的空間における喫煙が可能な区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

2 保護者は、公共的施設の公共的空間における喫煙が可能な区域に、その監護する未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

（喫煙の中止等の求め）

第12条 施設管理者は、その管理する公共的施設における喫煙禁止区域において、喫煙をしている者を見つけた場合は、喫煙をやめるよう注意し、又は当該喫煙禁止区域から退出するよう求めることができる。

（周知等）

第13条 施設管理者は、その管理する公共的施設におけるすべての公共的空間の区域について禁煙とする場合は、当該公共的施設の入口及び利用者の見やすい場所に当該区域が喫煙をしてはならない区域である旨の表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策をとらなければならない。

2 施設管理者は、その管理する公共的施設について分煙の措置を講じた場合は、喫煙可能区域を明確にするとともに、当該喫煙可能区域の入口及び利用者の見やすい場所に、当該公共的施設が分煙の措置を講じている旨の表示、当該喫煙可能区域が喫煙可能区域である旨の表示、当該喫煙可能区域に未成年者の立入りができる旨の表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策をとらなければならない。

（適用除外）

第14条 この条例は、飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第5

2条第1項の許可を受けて営むものをいい、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（以下「風俗営業」という。）に該当するものを除く。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）、風俗営業及び同条第6項の店舗型性風俗特殊営業の用に供する公共的空間には、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（小規模店舗の適用の特例）

- 2 第8条及び第10条から第13条までの規定は、飲食店営業を行う店舗の用に供する部分（客の飲食の用に供する部分に限る。）の床面積が100平方メートル以下である当該店舗に係る公共的空間については、施行日から起算して2年間は、適用しない。

（検討）

- 3 市長は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況及び市内の公共的空間における喫煙の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。